

令和7年度 山梨県最低賃金額改定に係る専門部会公益委員見解

I はじめに

最低賃金法は、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の三要素（以下「法定三要素」という。）を考慮して最低賃金を決定する旨定めている（第9条2項）。

このため、まずは法定三要素にまつわる全国及び山梨県の情勢、動向等を考察する。

1 労働者の生計費

(1) 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（以下「目安小委員会」という。）では「労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある」と明記されている。

まず、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」について見てみると、昨年10月から本年6月までの期間でみた全国の平均上昇率は3.9%、山梨県（甲府市）では平均3.8%となっている。

(2) 次に、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目については、目安小委員会において最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、「頻繁に購入」する品目に含まれない生活必需品の急激な上昇から「1か月に1回程度購入」、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標を確認する必要があるとされた。

(3) 山梨県（甲府市）の数値はないものの、参考として「頻繁に購入する」品目では、全国の昨年10月から本年6月までの期間でみた平均上昇率は4.2%で前年同期の5.4%ほどではないが、依然として高い水準で上昇している。

(4) 「食料」についてみると、全国の昨年10月から本年6月までの期間で見た平均上昇率は6.4%と高くなっている、山梨県（甲府市）でも平均6.0%と高い水準で上昇している。

(5) 「光熱・水道」についてみると、全国の昨年10月から本年6月までの期間で見た平均上昇率は7.1%と高くなっている、山梨県（甲府市）でも平均7.2%と高い水準となっている。

(6) 「基礎的支出項目」については、全国の昨年10月から本年6月までの期間で見た平均上昇率は5.0%で、山梨県（甲府市）では4.3%となっている。

(7) なお、家計調査（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）における山梨県のエンゲル係数を見てみると、令和5年は24.4%で対前年比0.4ポイント増加、令和6年は25.5%で対前年比1.1ポイント増加となっており、あわせて、食料の物価上昇が平均6.0%となっていることを踏まえると、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するためにはこの点を考慮する必要がある。

2 賃金

(1) 全国の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は全体で5.25%となっており、昨年の33年ぶりに5%を超えとなった5.10%をさらに上回っている。

山梨県においては、規模計で4.91%となっており5%台には届かないものの昨年の

4.65%を上回る上昇率となっており、賃上げトレンドは継続していると考えられる。

- (2) また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大企業で 5.38%（昨年 5.58%）、中小企業で 4.35%（昨年 4.01%）となっており、大企業では若干下がっているものの 5%台で上昇、中小企業でも 2 年連続で 4%台の上昇を示している。
- (3) 賃金改定状況調査結果（30 人未満企業）では、第 4 表①②での賃金上昇率（ランク計）は 2.5% となっており、過去最大であった昨年の 2.3% を上回った。また、継続労働者に限定した第 4 表③では 3.2% となっており、これも昨年の 2.8% を上回る結果となった。山梨県はランク B であるためランク B の賃金上昇率でみると、第 4 表①②で 2.9%（昨年 2.4%）、第 4 表③で 3.4%（昨年 2.9%）とランク計の上昇率を上回っている。
- (4) 令和 6 年賃金構造基本統計調査の都道府県別新規学卒者の所定内給与によると、山梨県の高卒者の所定内給与は産業計で 198,800 円となっており、東京都を「1」とした場合の指標は「0.952」となり、関東甲信の 1 都 8 県においては、5 番目の指標となる。
一方、令和 6 年の最低賃金額は山梨県が 988 円であり、東京都を「1」とした場合の指標は、「0.849」であり、関東甲信の 1 都 8 県においては、8 番目の指標となり、最低賃金の決定に考慮すべきと考えられる。
(高卒初任給：東京 208,800 円、神奈川 206,500 円、埼玉 205,200 円、群馬 202,900 円、千葉 192,400 円、山梨 198,800 円、茨城 198,800 円、栃木 196,200 円、長野 190,600 円)
(最低賃金：東京 1,163 円、神奈川 1,162 円、埼玉 1,078 円、千葉 1,076 円、茨城 1,005 円、栃木 1,004 円、長野 998 円、山梨 988 円、群馬 985 円)

3 通常の事業の賃金支払能力

- (1) 法人企業統計における経常利益をみると、令和 5 年度において、資本金 1,000 万円以上は 11.3%、1,000 万未満は 28.8% の増加となっている。また、売上高経常利益率では、資本金 1,000 万円以上の場合は、令和 6 年度で四半期ごとに 6～10% で推移、令和 7 年度第 1 四半期は 7.0% と安定して改善傾向が見られる。

これを山梨県で見てみると、法人企業景気予測調査（財務省関東財務局甲府財務事務所）によると、経常利益の対前年比について、令和 7 年 4 月から 6 月調査分では、資本金 10 億円以上の大企業は 12.2% 増加、資本金 1 億円以上 10 億円未満の中堅企業は 48.0%、資本金 1 千万以上 1 億円未満の中小企業は ▲11.5% となっており、規模計は 21.4% の増加となっている賃上げ原資はある程度確保できると考えられる。

- (2) 次に、従業員一人当たり付加価値額を増加率で見てみると、令和 3 年度は 4.9%、令和 4 年度は 2.2%、令和 5 年度は 4.7% とそれぞれ増加しており、足下で改善傾向が認められる。山梨県では、令和 2 年度は 2.9%、令和 3 年度は 3.2%、令和 4 年度は 1.6%（いずれも「県民経済計算年報」にある県内総生産（名目）額を「労働力調査」の県就業者数で除したもの）と増加率の幅は全国規模よりは小さいものの増加傾向が認められる。
- (3) 労働分配率では、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和 5 年度では資本金 1,000 万以上で 62.8%、1,000 万未満で 80.0% となっているが、令和 4 年度からは資本金 1,000 万未満でも 4.6 ポイント低下している状況となっている。

山梨県では規模別の数値はないが、「山梨県県民経済計算年報（令和4年度分）」にある県内総生産で県民雇用者報酬を除した数値が46.7%となっており、それ以前においても45から46%台で推移している。

- (4) 価格転嫁の状況については、「価格交渉促進月間フォローアップ調査」（令和7年3月公表）において、「価格交渉が行われた」が89.2%、「価格交渉が行われなかつた」が10.8%となっている。ただし、「価格交渉が行われた」企業のうち、労務費についても「交渉を実施した」企業は73.2%、「価格交渉ができなかつた」企業は6.4%、また、「コスト全体の価格転嫁率」は52.4%とされており、労務費及びコスト全体の価格転嫁については不十分の面は残されている。

山梨県については、帝国データバンクが2025年6月25日発表したデータによると、価格転嫁率（コスト上昇分に対する価格転嫁の度合い）は38.6%となり、前回調査（2024年7月）から3.5ポイント低下し、1年前の調査（2024年2月）からは1.2ポイント上昇している。

- (5) 倒産件数については、低水準で推移しているが令和4年から3年連続で増加しており、令和6年では10,006件となっている。令和7年1月から6月の倒産件数については、4,990件となっており、過去最高だった昨年の同期4,931件から59件増加している。

山梨県の倒産件数については、令和4年から令和6年の各年で24件、23件、45件となっており、令和7年1月から6月にかけては15件と前年同期の20件から減少しており、県内の経済状況は緩やかに回復傾向にあると認められる。（東京商工リサーチ）

- (6) 日本銀行甲府支店「山梨県金融経済概観」（2025年7月18日）の概況は、「県内景気は緩やかに持ち直している。」とされており、「個人消費は緩やかに回復している。設備投資は製造業を中心に増加している。住宅投資は弱めの動きがみられている。公共投資は横ばい園内で推移している。生産は持ち直しの動きが鈍化している。雇用・所得は緩やかに改善している。」とされている。

また、財務省関東財務局甲府財務事務所「法人企業景気予測調査」（令和7年6月12日）の景況でも現状判断は「7年4~6月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで『下降』超幅が縮小している。先行きについては、大企業は10~12月期に『上昇』超に転じる見通し、中堅企業は7~9月期に『上昇』超に転じる見通し、中小企業は7~9月期に『上昇』超に転じるもの、10~12月期に再び『下降』超に転じる見通しとなっている。」とされており、現時点での景況感は上向きの傾向にある。

4 山梨県の地域情勢

令和7年6月分の管内の雇用情勢では、有効求人倍率は1.30倍で前月に比べて0.02ポイント低下、新規求人倍率は2.06倍で前月に比べて0.27ポイント低下。正社員有効求人倍率は1.05倍で前年同月に比べて0.06ポイント上昇している。

なお、県内の有効求人倍率は55か月連続で1倍台を維持。県内の新規求人倍率は20か月連続で2倍台を維持。正社員有効求人倍率は16か月の上昇、1倍台は12か月連続となっている。

II 公益委員見解

以上 I を前提に、公益委員は、法定三要素に従い、以下のとおり見解を述べる。

1 通常の事業の賃金支払能力について

(1) 上記 I 3(1)で述べたとおり、経常利益・売上高経常利益率の点では、山梨県内企業の一部（資本金1千万以上1億円未満の中小企業）がマイナス傾向を示すも、山梨県全体及び全国平均ではプラス傾向を示している。

また、景気予測の点でも、上記 I 3(6)のとおり、日本銀行甲府支店「山梨県金融経済概観」（2025年7月18日）によれば、「県内景気は緩やかに持ち直している。」とされており、財務省関東財務局甲府財務事務所「法人企業景気予測調査」（令和7年6月12日）によっても、現状判断は「7年4～6月期の企業の景況判断 BSI をみると、全規模・全産業ベースで『下降』超幅が縮小している。先行きについては、大企業は10～12月期に『上昇』超に転じる見通し、中堅企業は7～9月期に『上昇』超に転じる見通し、中小企業は7～9月期に『上昇』超に転じるもの、10～12月期に再び『下降』超に転じる見通しとなっている。」とされており、現時点での景況感は上向きの傾向にある。

(2) 他方で、昨今の材料高・物価高に対する価格転嫁の状況をみると、上記 I 3(4)のとおり、「価格交渉促進月間フォローアップ調査」（令和7年3月公表）によれば、コスト全体の価格転嫁率は令和7年3月時点で52.4%であり、また、帝国データバンクが2025年6月25日発表したデータでは、山梨県での価格転嫁率（コスト上昇分に対する価格転嫁の度合い）は38.6%となっているなど、価格転嫁の面では課題が残されている。

また、上記 I 3(5)のとおり、倒産件数も全国的には増加傾向にあり、令和7年1月から6月の倒産件数が4,990件となっており、過去最高だった昨年の同期4,931件から59件増加している。

(3) 以上の経済情勢からすれば、企業の賃金支払能力については、利益確保の状況や景気予想という好材料から、ある程度の賃上げ原資を確保できる状況にあると考えられるものの、倒産件数や価格転嫁の状況といった不安定要素も拭いきれないため、過度にわたる賃金上昇は控えるべきで、他の法定要素である「賃金」「労働者の生計費」とのバランスのとれた上昇率を採用するのが相当と考える。

2 賃金について

賃金については、上記 I 2で述べたとおり、いずれの統計をみても、近年上昇トレンドが続いていること、このトレンドはしばらく続くことが予想される。

加えて、政府目標が定められている状況下、法的拘束力はないものの、この達成に向けた努力が求められており、今後、より高い賃金上昇が指向されている。

3 労働者の生計費について

上記 I 1のとおり、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」について見てみると、昨年10月から本年6月までの期間でみた全国の平均上昇率は3.9%であり、また、カテゴリ別指標をみると、「頻繁に購入する」品目では4.2%、「食料」は6.4%、「基礎的支出項目」

は 5.0%となっている。

このように消費者物価指数の上昇は顕著なものがある。

4 結論

- (1) 以上、上記Ⅱ 1～3で述べた法定三要素を踏まえて総合的に判断すると、山梨県の最低賃金については、大枠として、昨年の上昇率（5.33%）を上回る必要があり、かつ、許容されるべき状況であると思料される。
- (2) 次に、これを前提に具体的な金額を検討すると、上記のとおり、近年、物価上昇が顕著であり、労働者の生活・生存に大きな不安を与えていたりする状況にある。このような状況を鑑みると、最低賃金の決定にあたっては、法定三要素の内、「労働者の生計費」に軸に置いて検討することが相当である。

そして、「労働者の生計費」を検討するにあたっては、昨年度からの物価上昇分（消費者物価指数）を基礎とするのが合理的であるところ、上記のとおり、消費者物価指数はカテゴリー別に上昇率が異なるが、最低賃金法が「賃金の低廉な労働者」を主な対象とするものであり、かつ、賃金の低廉な労働者は家計における食費の割合が高いことを考慮すれば、家計の出費は食費のみではないものの、生活・生存の基本中の基本である「食料」を中心に考えるのが相当である。

よって、本年度の山梨県の最低賃金は、「食料」の平均上昇率である 6.4%（全国の昨年 10 月から本年 6 月までの期間）と同じ上昇率を採用すべきとの結論に至った（このように考えることで、今後のさらなる食費上昇分も消化することが期待でき、労働者の生活・生存に資するものとなろう）。

また、発効日については、6.4%上昇となると、使用者側にとって準備等の期間が必要とされることを踏まえると、12 月 1 日とすることが合理的な範囲内と考えた。